

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	就学事務学齢簿ファイル	
行政機関等の名称	大阪市教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育委員会事務局総務部学事課、北区役所戸籍登録課、北区役所政策推進課(教育連携担当)、都島区役所窓口サービス課(住民情報)、都島区役所保健福祉課(こども教育)、福島区役所窓口サービス課(住民登録)、福島区役所保健福祉課(子育て教育)、此花区役所窓口サービス課(住民情報)、此花区役所まちづくり推進課(教育支援・環境)、中央区役所窓口サービス課(住民登録)、中央区役所市民協働課、西区役所窓口サービス課(住民登録)、港区役所窓口サービス課(住民情報)、港区役所協働まちづくり推進課、大正区役所窓口サービス課住民情報グループ、大正区役所保健福祉課こども・教育グループ、天王寺区役所市民協働課(教育文化)、浪速区役所窓口サービス課(住民情報)、浪速区役所市民協働課(教育学習支援)、西淀川区役所窓口サービス課(住民情報)、西淀川区役所保健福祉課(学校教育支援)、淀川区役所窓口サービス課(住民情報)、淀川区役所市民協働課、東淀川区役所窓口サービス課(住民情報)、東成区役所窓口サービス課(住民情報)、東成区役所市民協働課、生野区役所窓口サービス課(住民情報)、生野区役所地域まちづくり課、旭区役所窓口サービス課(住民登録・戸籍)、城東区役所窓口サービス課(住民情報)、城東区役所保健福祉課(子育て教育)、鶴見区役所窓口サービス課(住民情報)、鶴見区役所総務課(教育)、阿倍野区役所窓口サービス課(住民登録)、阿倍野区役所市民協働課(教育支援)、住之江区役所窓口サービス課(住民登録)、住吉区役所教育文化課、東住吉区役所窓口サービス課(住民情報担当)、東住吉区役所区民企画課、平野区役所住民情報課、平野区役所政策推進課、西成区役所窓口サービス課、西成区役所保健福祉課(子育て支援)	
個人情報ファイルの利用目的	学校教育法施行令第1条に基づき、大阪市内に居住する義務教育学齢児童生徒の学齢簿を作成し管理するため。	
記録項目	1 児童生徒氏名(通称含む)、2 住所、3 児童生徒生年月日、4 児童生徒性別、5 保護者氏名(通称含む)、6 保護者生年月日、7 児童生徒との関係、8 保護者性別、9 在籍学校名、10 前籍学校名、11 入学事由、12 就学状態、13 卒業学校名、14 異動日、15 届出日、16 指定校変更理由、17 区域外就学理由、18 許可期間、19 指定学校外就学校名、20 前住所、21 実際住所、22 学年	
記録範囲	大阪市立各学校に就学している児童生徒とその保護者、市内住民登録し大阪市立以外の小学校、中学校、義務教育学校等に就学している児童生徒の入学前年4月から卒業または転出後3年の3月末まで。	
記録情報の収集方法	各区役所から住民基本台帳のシステム連携、保護者からの就学事務に関する申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務局行政部行政課(情報公開グループ) (所在地) 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 総務局行政部行政課(情報公開グループ) (所在地) 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	—	